

島根原子力発電所 2 号機に
おけるプルサーマル計画について

平成 21 年 3 月

松 江 市

目 次

- (1) 今までの経過について
- (2) 安全審査結果について
- (3) 耐震安全性に係る中間報告の評価結果について
- (4) 21項目の質問について
- (5) 国への要請と回答について
- (6) 松江市の考え方

添付資料 「21項目の質問に対する回答、意見、松江市の考え方」

(1) 今までの経過

- H17. 9. 12 中国電力から申し入れ
安全協定（松江市、島根県、中国電力の3者協定）第6条に基づく
事前了解願い
- H18. 2. 1 市内35箇所で市主催の住民説明会を開催（1, 447人が参加）
～7. 15
- H18. 8. 20 市主催プルサーマルシンポジウムを開催（572人が参加）
- H18. 10. 2 市議会島根原子力発電対策特別委員会 中国電力が安全審査を受けることについては了承
- H18. 10. 2 市長 安全審査を受けることについては了解することを表明
市議会全員協議会において、中国電力が国へ原子炉設置変更許可申請を行うこと（国の安全審査を受けること）については、了解することを表明
- H18. 10. 5 市議会本会議において特別委員会委員長が中間報告
市議会本会議において島根原子力発電対策特別委員会委員長が、原子炉設置変更許可申請を行うことについて委員会としては了承することを表明
- H18. 10. 23 市長 中国電力に原子炉設置変更許可申請を行うことについては了承することを回答
- H18. 10. 23 中国電力 国（経済産業大臣）に原子炉設置変更許可を申請
経済産業省原子力・安全保安院において1次審査開始
- H18. 10. 27 国に質問事項を提出、厳格な安全審査と国主催住民説明会の開催を要望
提出先 経済産業省、資源エネルギー庁、原子力安全保安院、原子力安全委員会、原子力委員会
- H20. 2. 26 経済産業省（原子力安全・保安院）1次審査を終了 原子力委員会及び原子力安全委員会に諮問
・審査結果「経済産業省原子力安全・保安院において厳正な審査を行い、安全性を確認した。」
・原子力委員会及び原子力安全委員会において、2次審査開始
- H20. 10. 20 原子力安全委員会 審査を終了、経済産業大臣に答申
- H20. 10. 21 原子力委員会 審査を終了、経済産業大臣に答申
- H20. 10. 27 文部科学省 計画に同意
- H20. 10. 28 国（経済産業大臣） 中国電力に原子炉設置変更を許可
- H20. 12. 26 国及び中国電力 市から提出した21項目の質間に回答
- H21. 1. 11 市政広報 国及び中国電力からの回答を新聞8紙に掲載
- H21. 1. 12 市内4箇所（鹿島、島根、橋南、橋北）で市民説明会を開催
～1. 14

- H21. 1.17 国主催の住民説明会 開催
- H21. 1.20 専門家（7人）からの意見聴取
～2. 2 国の安全審査結果、質問事項及び島根原子力発電所耐震安全性の評価について、市・市議会合同学習会を開催し、専門家からの意見を聴取
- H21. 3.12 市議会島根原子力発電対策特別委員会 「核燃料サイクルの実現」、「耐震安全性」及び「地域振興」の3点を国に確認、要請するよう要請
- H21. 3.16 市長 経済産業大臣に「核燃料サイクルの実現」、「耐震安全性」及び「地域振興」の3点を国に確認、要請
- H21. 3.17 市長 市議会島根原子力発電対策特別委員会で国への確認、要請の結果を報告
市議会島根原子力発電対策特別委員会 提出されていた請願2件、陳情1件を不採択と採決
- H21. 3.19 市議会本会議 島根原子力発電対策特別委員会委員長報告を了承、提出されていた請願2件、陳情1件は不採択と決した
- H21. 3.24 市長 中国電力㈱山下社長に対しプルサーマル計画の了解を通知、併せて「MOX燃料の品質管理」、「ヒューマンエラーの防止」、「耐震安全性」及び「理解促進と情報公開」の4項目の事項について遵守を要請
- H21. 3.25 市長 経済産業大臣对中国電力のプルサーマル計画を了解したこと及び燃料体検査、燃料装荷検査の厳格な審査を要請

(2) 安全審査結果について

平成18年10月23日に中国電力㈱が、国にプルサーマルに係る原子炉設置変更許可申請を行い、経済産業省原子力安全・保安院は、平成20年2月26日に、中国電力㈱には変更に必要な技術的能力及び的確な運転をする技術的能力があると判断されるとともに、災害の防止に関する中国電力㈱の申請内容は妥当と判断し、原子力安全委員会及び原子力委員会に諮問した。

諮問を受けた原子力安全委員会は、原子力安全・保安院の審査結果は妥当なものと認め、原子力委員会は、平和利用、計画的遂行、経理的基盤について審査し、妥当であると認めた。

両委員会の答申及び文部科学大臣の同意を得て、平成20年10月28日に経済産業大臣が設置変更を許可した。

国においては慎重かつ厳正な審査が行われたものであり、安全審査結果は妥当と判断する。

(3) 耐震安全性に係る中間報告の評価結果について

島根原子力発電所の耐震安全性については、平成20年12月26日に原子力安全・保安院が、平成20年3月28日に中国電力㈱が提出した「耐震バックチェックの中間報告」を妥当とする評価を取りまとめた。

国においては慎重かつ厳正な審査が行われたものであり、耐震安全性に係る中間報告の評価結果は妥当と判断する。

(4) 21項目の質問について

平成18年10月国及び中国電力㈱に対して、市民からの意見や質問を21項目の質問事項にとりまとめた質問書を提出し、昨年12月26日に回答を受けた。回答の主なものについて、松江市の考え方は次のとおりである。

*21項目の質問に対する回答、意見、松江市の考え方については別紙添付資料のとおり

① 核燃料サイクルについて

●核燃料サイクルの確立について

専門家の意見は、高速増殖炉開発に世界中が取り組んでいる状態であり、日本の技術は世界トップクラスという意見と、世界は開発から撤退している、現在の技術では実現困難という意見であり、全く意見が相違している。国は、「FBRサイクル研究開発の更なる本格化。加速化を図る」と回答しているので、国は、責任を持ってすみやかに、FBR実現のプロセスを明らかにする必要がある。

●使用済みMOX燃料の処理について

国は、2045年頃の操業に遅れが生じた場合について回答していない。専門家は、建設を含めて未定の状態と指摘しているが、国の「基本シナリオ」では、「2045年頃に第二再処理工場の操業を開始する。」とあり、「2010年頃からの検討を円滑に開始するため、必要な準備を行っている。」と回答しているので、国が2010年を目途に早急に審議を開始し、第二再処理工場及び中間貯蔵施設の建設について、具体的な計画を策定される必要がある。

●使用済みウラン燃料と使用済みMOX燃料の貯蔵量及び処理について

中国電力㈱の回答によれば、使用済み燃料の貯蔵量は2045年頃に管理容量に達することが予想されている。国の「基本シナリオ」では、「2045年頃に第二再処理工場の操業を開始する。」とあり、「2010年頃からの検討を円滑に開始するため、必要な準備を行っている。」と回答しているので、国が2010年を目途に早急に審議を開始し、第二再処理工場及び中間貯蔵施設の建設について、具体的な計画を策定される必要がある。

② プルサーマルの安全性について

●大地震時における原子炉の緊急停止等について

大地震時に原子炉の緊急停止が可能かという点については、新耐震指針に基づく基準地震動 Ss-1、Ss-2 を想定しても、燃料集合体と制御棒の相対変位は、試験で確認されている限界以下であることから、大地震時においても制御棒は基準時間内に挿入が可能であり、原子炉は停止できると判断するものである。

●制御棒の効き及び出力のアンバランスについて

制御棒の反応度価値が低下(制御棒の効きが低下)するということや、出力の平たん化が必要であるという懸念については、保安院の回答及び専門家の意見から、燃料棒や燃料集合体の配置を工夫され、制御棒の効きの低下や、出力の平たん化について支障はないと考える。ただし、燃料配置の工夫等の運用に委ねられていることから、配置ミスを犯す可能性もあり、ヒューマンエラーが起こらないよう運用面でも確実な実施の仕組み作りが求められる。

●プルトニウムスポットの影響

プルトニウムスポットの存在による燃料破損の危険性については、MOXペレットの製造技術は、事業者によりばらつきはあるが、中国電力(株)の仕様を満たすことが確認されており、またその影響についても試験で確認されていることから、安全性は確保されると考える。

●MOX燃料の品質管理

燃料を加工する事業者の品質保証の体制や技術的能力については、原子力安全・保安院が定めた基準に基づき、中国電力(株)がメーカーとの加工契約等に、規制当局の燃料加工事業者への立ち入り調査の実施、製造時の品質保証活動の確認のための第三者機関の活用の事項を盛り込むことを確認したので、中国電力(株)はMOX燃料製造に当たって、適正に品質保証活動が出来るものと考えられる。

③まとめ

回答の内容は、概ね妥当なものであったが、上記核燃料サイクルについての回答に対する松江市の考え方にあるように、依然として「核燃料サイクルは本当に実現できるのか」、「使用済みMOX燃料が発電所ないに置かれたままになるのではないか」などの懸念が残るため、国が責任を持って取り組み、実現する考えがあるのか国に再度確認する必要がある。

(5) 国への要請と回答について

平成21年3月12日に開催された「市議会原子力発電対策特別委員会」において、「核燃料サイクルの実現」、「耐震安全性」及び「地域振興」の3項目にわたる国への要請事項がまとめられたことを受け、3月16日、松江市長が二階俊博経済産業大臣に要請をした。大臣は、松江市の精力的な取り組みに感謝され、要請事項に責任を持って取り組むと回答された。

(6) 松江市の考え方

島根原子力発電所2号機でのプルサーマル計画については、中国電力から申し入れを受けて以来、市内35カ所での地区説明会や市主催のプルサーマルシンポジウムの開催、さらに国からの回答を受けた後も市民説明会や国主催の説明会、国や専門家を招いての市・市議会合同学習会や松江市原子力発電所環境安全対策協議会での学習会を開催するなど、市民の安心と安全を何よりも大切に考え、誠心誠意この問題を取り組んできました。

この間、国による安全審査の結果を受け、原子炉設置変更許可が行われ、耐震安全性に関する中間報告についても原子力・安全保安院が妥当と評価した。市からの 21 項目の質問に対する回答の内容については、概ね妥当であったが、「核燃料サイクルの実現」については懸念が残った。この点について、平成 21 年 3 月 12 日開催の市議会島根原子力発電対策特別委員会においても指摘があり、この他に「耐震安全性の確保」と「地域振興の実現」を含めた 3 項目について、国に確認するよう要請をいただいた。

これを受け、3 月 16 日に市長が二階経済産業大臣に要請を行い、大臣から「核燃料サイクルの実現」、並びに「耐震安全性の確保」に関しては国が責任を持って取り組む、また、「地域振興」についても積極的に支援していく旨回答を受けた。

更には、本日の市議会本会議において、プルサーマル計画の実施を受け入れる判断をされたところである。

以上の経過を踏まえ、平成 17 年 9 月 12 日付けで、中国電力株式会社から「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」第 6 条の規定に基づき、申し入れのあった「ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の使用について」は、了解することとする。

なお、了解するにあたり、市議会における論議を十分に踏まえ、以下の 4 項目について中国電力株式会社に対して強く要請するものとする。

1. 「電気事業者及び燃料加工事業者の品質保証に関する確認事項について（内規）の制定について」並びに「MOX 燃料に係る輸入燃料体検査について」（原子力・安全保安院）を遵守し、品質管理に万全を期すること。
2. 燃料検査、炉心管理など MOX 燃料の特性に十分配慮し、ヒューマンエラーの防止対策に万全を期すること。
3. 耐震安全性について、継続的に新しい知見を反映して適宜調査を実施し、安全の確保に努めること。
4. プルサーマルに関する市民の一層の理解促進と情報公開に努めること。

また、国に対して、燃料体検査と燃料装荷検査の厳格な審査を行われるよう要望する。

以上

21 項目の質問事項

(資源エネルギー庁)

No.	質問事項
1	核燃料サイクルの確立について
2	使用済みMOX燃料の処理について
3	プルトニウムの利用計画と核不拡散について
4	回収ウランの利用計画について
5	放射性廃棄物の処理について
6	各国の原子力政策について

(原子力安全・保安院)

No.	質問事項
1	大地震時における原子炉の緊急停止等について
2	MOX燃料の放射性毒性と被ばく低減措置について
3	制御棒の効きについて
4	出力のアンバランスに対する対応について
5	プルトニウムスポットによる影響について

(原子力安全・委員会)

No.	質問事項
1	各国のMOX燃料仕様について
2	わが国の安全評価検討範囲について
3	反応度事故及び冷却水喪失事故に関する判断基準について

(中国電力)

No.	質問事項
1	大地震時における原子炉の緊急停止等について
2	使用済みウラン燃料と使用済み MOX 燃料の貯蔵量及び処理について
3	MOX 燃料の品質管理について
4	MOX 燃料加工事業者の技術的能力について
5	プルサーマル導入に伴う電気料金への影響について
6	ヒューマンエラーの防止策について
7	プルサーマル導入に伴う核物質防護について

2 1項目の質問に対する回答、意見、松江市の考え方

資源エネルギー庁

質問項目	1. 核燃料サイクルの確立について
質問内容	FBRサイクルを含む核燃料サイクルについて、現在の計画を具体的にわかりやすく説明されたい。
国の回答	<ul style="list-style-type: none">・「原子力立国計画」の「基本シナリオ」の実現を目指して、遅滞することなく進める。・2015年（平成27年）を目途にFBRサイクルの実用化像と研究開発計画を提示するため、FBRサイクル研究開発の更なる本格化・加速化を図る方針。
松江市の考え方	専門家の意見は、高速増殖炉開発に世界中が取り組んでいる状態であり、日本の技術は世界トップクラスという意見と、世界は開発から撤退している、現在の技術では実現困難という意見であり、全く意見が相違している。 国は、「FBRサイクル研究開発の更なる本格化。加速化を図る」と回答しているので、国は、責任を持ってすみやかに、FBR実現のプロセスを明らかにする必要がある。

2 1項目の質問に対する回答、意見、松江市の考え方

資源エネルギー庁

質問項目	2. 使用済みMOX燃料の処理について
質問内容	
<ul style="list-style-type: none">「2045年頃に第二再処理工場の操業を開始する」とされているが、確実に実施される具体的な計画を示すこと。仮に操業が遅れた場合に、使用済みMOX燃料は、どのように処理されるのか。	
国の回答	
<ul style="list-style-type: none">(使用済みMOX燃料の処理の方策は、) 2010年頃からの検討を円滑に開始するため、必要な準備を行っている。	
松江市の考え方	
<p>・国は、2045年頃の操業に遅れが生じた場合について回答していない。専門家は、建設を含めて未定の状態と指摘しているが、国の「基本シナリオ」では、「2045年頃に第二再処理工場の操業を開始する。」とあり、「2010年頃からの検討を円滑に開始するため、必要な準備を行っている。」と回答しているので、国が2010年を目途に早急に審議を開始し、第二再処理工場及び中間貯蔵施設の建設について、具体的な計画を策定される必要がある。</p>	

2 1項目の質問に対する回答、意見、松江市の考え方

資源エネルギー庁

質問項目	3. プルトニウムの利用計画と核不拡散について
質問内容	
<p>六ヶ所再処理工場で回収されるプルトニウムのうち、核分裂性プルトニウムは年間約5トン程度と推計される。16基から18基の原子力発電所でプルサーマルを実施することにより年間5～6トンのプルトニウムを消費する計画であるが、計画通り進まない場合はプルトニウムを保有し続けることにならないか、核不拡散の問題を含めて説明いただきたい。</p>	
国の回答	
<ul style="list-style-type: none">・現状では、六ヶ所再処理工場におけるプルトニウム回収量を上回るプルトニウム利用量が見込まれている。その結果、わが国が保有するプルトニウムは、着実に利用されていくものと考えている。・プルサーマル計画については、近年着実に進展しているところである。・核不拡散については、IAEAによる厳格な保障措置(計量管理、査察の受入れ等)や核物質防護措置が講じられているとともに、法令に則り安全で確実に管理している。	
松江市の考え方	
<p>現状では、六ヶ所再処理工場におけるプルサーマル回収量を上回るプルトニウム利用量が見込まれており、保有するプルトニウムは着実に利用されるとしている。これに対し専門家から、「プルサーマル計画が未だ実施されていないことから供給、需要とも計画通りにならない」という意見と、「わが国は既に再処理を終えて回収したプルトニウムを海外に保有しており、これを早く消費し、保有量を減らすことが優先される。プルサーマルの進捗や国内再処理工場の状況を勘案しながら過大な蓄積を極小するよう運営を行っていけばよい」という意見がある。国は明確な今後の利用計画を示し、保有し続けることにならないことを国民に示す必要がある。</p>	

2 1項目の質問に対する回答、意見、松江市の考え方

資源エネルギー庁

質問項目	4. 回収ウランの利用計画について
質問内容	
<p>六ヶ所再処理工場で回収される回収ウランは、年間 760 トンと推計される。これまで、国内でウラン燃料に再利用されていたが、回収ウランの当面の貯蔵管理も含め、今後の利用計画について説明してください。</p>	
国の回答	
<ul style="list-style-type: none">・「原子立国計画」の中にもあるとおり、この回収ウランについては、国内利用を第 1 目標としている。しかし、ウラン価格は上昇しているもののウラン調達自体に困難は見出されていないこと、ウラン濃縮度が高く備蓄効果も高いことを踏まえ、当面は、将来のウラン需要に備えて備蓄することとしている。・貯蔵される回収ウランは、法令に基づき厳格に管理されます。	
松江市の考え方	
<p>国は、当面、将来のウラン需要に備えて回収ウランを備蓄することとしている。これに対し、専門家からは「国内再処理をやめて使用済み燃料を戦略的に備蓄する方が政策的な一貫性がある」、一方の専門家からは「回収した上で戦略的に備蓄しておくべき」と言われている。ウランの需要については、原子力立国計画において中国等における需要急増の可能性や核兵器解体に伴うウラン供給が今後 10 年程度で途絶える可能性もあり、ウランの供給不足に陥る可能性があること、近年ウラン価格が上昇傾向にあるとされており、資源に乏しいわが国においては、将来のウラン需要に備えて回収ウランを備蓄しておくことは、必要なことと考える。</p>	

2 1項目の質問に対する回答、意見、松江市の考え方

資源エネルギー庁

質問項目	5. 放射性廃棄物の処理について
質問内容	
<p>高レベル放射性廃棄物については、最終処分場の選定が進められているが、今後の取り組みについて説明してください。マイナーアクチニドを資源として有効に活用する処理方針について今後の計画を示してください。再処理により低レベル放射性廃棄物が新たに生じることについての考え方を説明してください。</p>	
国の回答	
<ul style="list-style-type: none">・高レベル放射性廃棄物の最終処分地は、平成40年前後を目途に建設地の選定が行われます。取り組みは以下の3つである。①国民全般への広報の拡充、②地域振興構想の提示、③国民理解に資する研究開発及び国際的連携の推進。・高速増殖炉で高レベル放射性廃棄物発生量を減少させることができます。高速増殖炉研究開発の中で、実現していく。・「原子力政策大綱」に至る議論の中で、再処理を行う方が低レベル放射性廃棄物の発生量が大きくなる一方、高レベル放射性廃棄物の発生量が小さくなるとの結論が出ている。	
松江市の考え方	
<p>再処理政策をとると放射性廃棄物は、6.7倍に増えるという意見と2割程度増えるという意見があり、大きく見解が異なっている。</p> <p>いずれにしても、高速増殖炉の見通しや高レベル放射性廃棄物の最終処分場の実現性について、国は、早期に国民に説明し、この問題の解決を図っていく責任がある。</p>	

2 1項目の質問に対する回答、意見、松江市の考え方

資源エネルギー庁

質問項目	6. 各国の原子力政策について
質問内容	
<p>ドイツでは、原子力発電所の運転期間を運転開始から 32 年とし、2003 年に初めて 1 基を閉鎖、ベルギーでは、運転期間を 40 年とし段階的に原子力発電所を閉鎖していくこととしている。</p> <p>プルサーマルを実施している各国の原子力政策について、詳しくご説明いただきたい。</p>	
国の回答	
<ul style="list-style-type: none">・ プルサーマルを実施している 5 か国の原子力政策は以下のとおり。 <p>アメリカ：新規原子力発電所の建設や次世代原子炉の開発を支援している。また、核燃料サイクルや高速炉開発にも積極的に取り組む姿勢である。</p> <p>フランス：高速増殖炉については廃止するが、第 4 世代炉（高速炉）の運転開始や、第 3 世代の欧州型加圧水炉（EPR）の建設を決定している。</p> <p>ドイツ：段階的に脱原子力をを行うこととしており、原子力発電所の閉鎖を実施した。 また、再処理のための輸送を停止している。</p> <p>スイス：原子力をエネルギー源の選択肢として維持しつつ、使用済燃料の再処理を凍結している。</p> <p>ベルギー：既存原子力発電所の運転期間を 40 年間とし、段階的に原子力発電所を廃止することとしている。</p>	
松江市の考え方	
<p>高速増殖炉からは各国が撤退し、高速炉については、各国で建設が計画されている傾向がある。</p> <p>プルサーマルは、ベルギー、スイス、ドイツが終焉の方向にあり、フランス一国が実施している状況にある。ドイツ、ベルギーは、脱原子力方針を決定している。</p> <p>このような状況があるので、国は各国の原子力政策の違いと経緯を国民にわかりやすく説明し、我が国のエネルギー政策について、国民の理解を得ていく必要がある。</p>	

2 1項目の質問に対する回答、意見、松江市の考え方

原子力安全・保安院

質問項目	1. 大地震時における原子炉の緊急停止等について
質問内容	
<p>9月19日に原子力委員会で改定された「発電用原子炉設備に関する耐震設計審査指針」に基づく基準地震動を想定した場合においても、原子炉の緊急停止を確実に行うことが可能か、制御棒の挿入等の原子炉停止系の機能が確保されるかご説明いただきたい。</p> <p>また、プルサーマル実施原子力発電の原子炉特性等について、上記の基準地振動を想定した場合に影響がないかご説明いただきたい。</p>	
国の回答	
<ul style="list-style-type: none">原子力・安全保安院では、中国電力㈱から提出された評価結果について、専門家からなる審議会の場で厳正に審査し、その結果を「耐震設計審査指針の改定に伴う中国電力㈱島根原子力発電所1、2号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」とおりまとめたところであるが、制御棒の挿入性については、評価方法の妥当性について確認し、島根原子力発電所2号機の地震時の挿入性については問題のないことを確認している。プルサーマル実施原子力発電所の原子炉特性等については、地震によってその特性等について影響があるものではない。	
松江市の考え方	
<p>地震時挿入性試験結果【出典：沸騰水型原子力発電所新型制御棒の概要（改良炉心）用H19.10日立ニュークリア・エナジー㈱】に基づき、中国電力㈱が地震時の制御棒の挿入機能が確保されるとの評価を行い、これを国の「総合資源エネルギー調査会 原子力安全・保安部会 耐震・構造設計小委員会」の各ワーキンググループにおいて審査された結果、中国電力㈱の評価結果は妥当であることが確認されたものであり、大地震時においても原子炉は緊急停止できると考える。</p>	

2 1項目の質問に対する回答、意見、松江市の考え方

原子力安全・保安院

質問項目	2. MOX燃料の放射線毒性と被ばく低減措置について
質問内容	<p>MOX燃料及び使用済みMOX燃料のそれぞれの放射線毒性について、ウラン燃料及び使用済みウラン燃料の場合と比較して、ご説明いただきたい。</p> <p>また、MOX燃料及び使用済みMOX燃料のそれぞれの放射線毒性が、人体に及ぼす影響、被ばく低減措置、輸送時の安全確保のための具体的な対策について、ご説明いただきたい。</p>
国の回答	<p>○放射線毒性の比較</p> <ul style="list-style-type: none">• MOX新燃料の線量率は、ウラン新燃料の100倍程度である。• 使用済みウラン燃料と使用済みMOX燃料では、燃料集合体あたりのγ線及び中性子線の線量に大きな差はない。なお、α線及びβ線による線量については、燃料被覆管等の遮蔽効果により、使用済みウラン燃料と使用済みMOX燃料とも無視できる。 <p>○放射線毒性に対する具体的な対策</p> <ul style="list-style-type: none">• MOX新燃料から発生するγ線及び中性子線による被ばくに対しては様々な低減手法を組み合わせることにより、放射線業務従事者が受ける線量を低減するようにしている。• 使用済みMOX燃料は、すべて燃料プール内に貯蔵するので、貯蔵中に被ばくの問題が生じることはない。• MOX新燃料の輸送容器は、容器の健全性を十分確保できる構造となっている。
松江市の考え方	「MOX燃料は、使用済みウラン燃料と比べると圧倒的に放射能は弱い。従来から使用済み燃料を問題なく扱っている限り、MOX燃料の取扱いに問題はない」との専門家の意見であり、燃料の取り扱いが適切に行われ、輸送が法令に定める技術基準を遵守して行われれば、放射線による被ばくが問題になることはなく、支障ないものと考えられる。

2 1項目の質問に対する回答、意見、松江市の考え方

原子力安全・保安院

質問項目	3. 制御棒の効きについて
質問内容	
制御棒の反応度価値低下に対する措置（燃料棒の配置、燃料集合体の配置等）について説明いただきたい。	
停止余裕、ウラン炉心とMOX燃料炉心の場合の制限値、設計値、実際の運用値を定量的な数値でお示しいただきたい。	
国の回答	
○反応度価値低下に対する措置	
・ MOX燃料集合体では、制御棒に近い燃料集合体外周部にプルトニウムの含有率の低いMOX燃料棒を配置して、熱中性子の吸収を少なくしている。MOX燃料集合体を含めて反応度の高い燃料が集中しないように配置を配慮し、最も反応度価値の大きい制御棒1本が仮に挿入できない場合でも、原子炉を安全に停止できる設計としている。	
○停止余裕（制限値、設計値、運用値）	
・（制限値）反応度価値の大きい制御棒1本が完全に炉心の外に引き抜かれ、挿入できない場合であっても、原子炉を臨界未満（実効増倍率が1未満）にできる設計が要求されている	
・（設計値）島根2号機の炉心設計では、設計上の余裕を見込んで、最も反応度価値の大きい制御棒が完全に炉心の外に引き抜かれ、挿入できない場合であっても、実効増倍率が0.99未満となるように設計する。	
・（島根2号機における停止余裕の確認）制限値及び設計値にしたがって運転管理している。	
松江市の考え方	
制御棒に近い燃料集合体外周部に含有率の低いMOX燃料棒を配置し、熱中性子の吸収を少なくしていること、MOX燃料集合体を含め反応度の高い燃料が集中しないように配置を配慮した設計がされていること等から、制御棒の効きが十分考慮された燃料配置が行われ支障ないと考えるが、運用面でも確実な実施の仕組み作りが求められる。	

2 1項目の質問に対する回答、意見、松江市の考え方

原子力安全・保安院

質問項目	4. 出力のアンバランスに対する対応について
質問内容	
MOX燃料炉心内では、出力のアンバランスが生じやすいことから、出力の平坦化が必要であるが、どのような措置がとられているのか、ご説明いただきたい。	
国の回答	
○燃料集合体内の燃料棒出力分布の平坦化 <ul style="list-style-type: none">・MOX燃料集合体では、外周部に核分裂性プルトニウムの富化度の低い燃料棒を配置し、中央部には富化度の高い燃料棒を配置する。また燃料集合体内部に減速材を増やす目的で、水を通す管（ウォーターロッド）を設けて、燃料集合体内の出力分布の平坦化を図っている。	
○燃料集合配置設計における出力分布の平坦化 <ul style="list-style-type: none">・MOX燃料を装荷した炉心の燃料集合体の配置は、従来のウラン燃料のみの炉心と同様に、反応度の高い燃料が一部に集中しないよう分散させた配置となるような設計としている。	
松江市の考え方	
国は、「燃料集合体内の燃料棒出力分布の平坦化が図られていること、燃料集合配置設計における出力分布の平坦化が図られている」としている。専門家は「燃料配置の工夫という運用に委ねられているので配置ミスを犯す可能性は否定できない」とされ、もう一方の専門家は「燃料の配置操作は、現在のウラン燃料の装荷でも重要であり、従来以上に操作の管理に慎重であることを事業者に期待することが肝要」とされている。出力の平坦化は、設計上の措置がとられているところであるが、燃料配置操作においてヒューマンエラーが起きることのないよう中国電力の徹底した管理が必要であると考える。	

2 1項目の質問に対する回答、意見、松江市の考え方

原子力安全・保安院

質問項目	5. プルトニウムスポットによる影響について
質問内容	
プルトニウムスポットが存在することでガスの放出率が高くなることにより、燃料棒が破損する危険性があるのか、これまでの試験結果についてご説明いただきたい。	
国的回答	
<ul style="list-style-type: none">・最近用いられている製法（M I M A S法、S B R法）によればプルトニウムスポットの大きさは、ほとんどが直径 $30 \mu m$以下、最大でも直径 $200 \mu m$程度となっている。・M I M A S法により製造したMO X燃料のF Pガス放出率を測定した結果、MO X燃料とウラン燃料の測定結果に大きな差異はみられず、現在製造されているMO X燃料のプルトニウムスポットでは、F Pガスの放出による燃料棒内圧の上昇による燃料破損への影響はないと考えられる。・反応度投入事故時にプルトニウムスポットが溶融して、燃料被覆管が破損する可能性についての実験結果から、現在製造するMO X燃料では、反応度投入事故時におけるプルトニウムスポットの影響はないと考えられる。	
松江市の考え方	
専門家からは、「燃焼が進むにつれ、ウランペレットよりMO Xペレットの方がF Pガス放出の増加の程度が大きくなる」という意見があり、一方の専門家は「M I M A S法により製造したMO X燃料のF Pガス放出率の測定結果はウラン燃料と大きな差異は見られなかった。N S R Rを用いた実績などから、プルトニウムスポットによる影響がないことは確認されています」とされている。	
MO Xペレットの製造事業者、製造方法により、プルトニウムスポット残存の状態にはらつきはあるが、中国電力㈱が求める $400 \mu m$ 以下という仕様は満足しており、その影響も試験により問題がないことが確認されていることから、安全性は確保されるものと考える。	

2 1項目の質問に対する回答、意見、松江市の考え方

原子力安全委員会

質問項目	1. 各国のMOX燃料仕様について
質問内容	
<p>プルトニウム含有率及び核分裂性富化度、燃料集合体最高燃焼度、最大炉心装荷率それぞれについて、各国でプルサーマルを導入している各発電所の数値をお示しいただきたい。</p> <p>また、国の安全評価範囲より低い数値を使用している各国については、その国が基準を設定した試験結果などの理由をご説明いただきたい。</p>	
国の回答	
<ul style="list-style-type: none">・各国のMOX燃料仕様のうち燃料集合体最高燃焼度及び最大炉心装荷率につきましては、別添1のとおり。・核分裂性プルトニウム富化度及びプルトニウム含有率は別添2のとおり。・「発電用軽水型原子炉施設に用いられる混合酸化物燃料について」(1／3 MOX報告書)より低い数値を使用している各国のMOX燃料使用に係る安全評価基準を設定した経緯等の資料は承知していない。	
松江市の考え方	
<p>国の回答では、「わが国の基準より低い数値を使用している国が、その基準を設定した経緯は承知していない」とのことであった。なお、現在の各国の含有率、富化度等の数値は別紙のとおりであり、国によって採用されている条件は異なっているが、専門家の意見にあるように、各国の運転方法等の違いにも起因していると考えられる。</p> <p>原子力安全委員会では、「1／3 MOX報告書」以降においても知見や実績の蓄積に努められており、指針として信頼できるものと考える。</p>	

(別添 2)

第2表 商業軽水炉用 MOX 燃料における許認可の現状

国	MOX 使用の認可を有する原子炉数 (炉型)	燃料交換時に装荷可能な未使用の MOX 燃料集合体最大数	炉心内の MOX 燃料集合体の割合 (%)	最大富化度 ^a Pu_{tot}/Pu_{fiss} (wt%)	最高取出燃焼度 (GWD/(tHM)) ^a
ベルギー	2 (PWR)	b	24	b	50
フランス	20 (PWR)	16	31	3.25wt% ²³⁵ U に相当	c
ドイツ ^d	9 (PWR)	24	50	b/4.65	e
	2 (BWR)	68	38	b/4.04	
日本	2 (PWR)	b	25	4.1wt% ²³⁵ U に相当	45
	2 (BWR)	b	44 ^d	3.0wt% ²³⁵ U に相当	40
スイス	3 (PWR)	16	40	b/4.8	b

(出典) IAEA Technical Reports Series No. 415, "Status and Advances in MOX Fuel Technology", 2003. 05.

a:燃料集合体平均

b:制限無し

c:最大3サイクルの制限はあるが、燃焼度に関する制限はない。

d:プラント毎に個別の認可条件があるため、最大値を記載。

e:一般的に制限はない。あるプラントでの燃料棒に対する燃焼度の暫定的な制限値として 55GWD/t がある。

2 1項目の質問に対する回答、意見、松江市の考え方

原子力安全委員会

質問項目	2. わが国の安全評価検討範囲について
質問内容	
安全評価検討範囲は、特にBWRの場合、どのような燃料の使用実績やどのような試験結果に基づき定められたものであるのか、具体的にご説明いただきたい。	
国の回答	
<ul style="list-style-type: none">・海外におけるMOX燃料の使用実績では、「1／3 MOX報告書」を策定した時点、それ以降もウラン燃料と異なる燃料破損の事例は報告されていない。・新型転換炉「ふげん」のMOX燃料の実績では、すべて健全に使用されている。・敦賀1号炉のMOX燃料の照射後試験により、燃料棒の照射挙動はウラン燃料棒と同等、ペレットの照射挙動もウランペレットと顕著に異なるところは見られない。照射されたすべての燃料の健全性が確認されている。	
松江市の考え方	
<p>国は、MOX導入の評価手法である安全評価検討範囲は、同じ条件下の試験結果に基づいて定められた基準ではない旨を回答している。この点については、「制限値の妥当性を実証的に検証する必要がある。」とする専門家の意見に対して、「実際の規模の実験を行うことは必ずしも必要ない。海外の実験的なデータによって評価手法の妥当性は十分確認されている」とする意見があり、全く見解が異なっている。「1／3 MOX報告書」の中では、「現在の知見に照らし安全上十分妥当なものと考えるが、今後より充実したものとなるよう、更なる知見や実績等の蓄積に基づいて見直しがなされるものと考える。」と結論付けていることおり、原子力安全委員会においては引き続き知見等の情報収集に努められている。</p>	

2 1項目の質問に対する回答、意見、松江市の考え方

原子力安全委員会

質問項目	3. 反応度事故及び冷却水喪失事故に関する判断基準について
質問内容	
BWRの場合のMOX燃料炉心における反応度事故及び冷却水喪失事故に関する判断基準は、MOX燃料を使用したどのような試験結果に基づき定められたものであるのか、具体的にご説明いただきたい。	
国の回答	
・敦賀1号炉において照射されたMOX燃料の燃料取り出し後の照射後試験結果、日本原子力研究開発機構の原子炉安全性研究炉（NSRR）、米国SPERT炉等の試験結果から得られた、燃料棒直径変化、燃料棒伸び、ペレット密度変化、FPガス放出率等の知見を基に検討。	
松江市の考え方	
国は、NSRR炉、米国SPERT炉等の試験結果から得られた知見を基に、反応度事故及び冷却水喪失事故に関する判断基準を定めたと回答している。 専門家からは、「燃料健全性については、NSRRやSPERTを用いた燃料の破損実験に基づいて判断基準が設定されている」、「NSRR試験で、MOX燃料は、ウラン燃料と同等の壊れ方であることがわかっている。」などの意見があった。 「1／3 MOX報告書」は、今後「更なる知見や実績等の蓄積に基づいて見直しがされる」ことから、今後も引き続き知見等の情報収集に努められると考える。	

2 1項目の質問に対する回答、意見、松江市の考え方

中国電力

質問項目	1. 大地震時における原子炉の緊急停止等について
質問内容	
<p>9月19日に原子力委員会で改定された「発電用原子炉設備に関する耐震設計審査指針に基づく基準地震動を想定した場合においても、原子炉の緊急停止を確実に行うことが可能か、制御棒の挿入等の原子炉停止系の機能が確保されるか国の確認を受け、その結果をご説明いただきたい。</p> <p>また、プルサーマル実施原子力発電の原子炉特性等について、上記の基準地振動を想定した場合に影響がないか国の確認を受け、その結果をご説明いただきたい。</p>	
中国電力(株)の回答	
<ul style="list-style-type: none">改定された耐震設計審査指針に基づき基準地震動 Ss-1 及び Ss-2 を策定し、地震時挿入性試験を行った結果、燃料集合体の相対変位がそれぞれ 34.7 mm、27.5 mm であり、原子炉設置許可申請書に記載してある時間内での制御棒の挿入性が確認されている相対変位（40 mm）以下であることから、制御棒の挿入機能が確保されるとの評価を行った。国の「総合資源エネルギー調査会 原子力安全・保安部会 耐震・構造設計小委員会」の各ワーキンググループにおいて審査いただいた結果、当社の評価結果は妥当であることが確認されました。プルサーマル実施原子力発電の原子炉特性等については、MOX 燃料集合体の構造は従来のウラン燃料と同じであるため、地震によってその特性等について影響があるものではないことが確認されています。	
松江市の考え方	
<p>地震時挿入性試験結果【出典：沸騰水型原子力発電所新型制御棒の概要（改良炉心）用 H19.10日立ニュークリア・エナジー(株)】に基づき、中国電力(株)が地震時の制御棒の挿入機能が確保されるとの評価を行い、これを国の「総合資源エネルギー調査会 原子力安全・保安部会 耐震・構造設計小委員会」の各ワーキンググループにおいて審査された結果、中国電力(株)の評価結果は妥当であることが確認されたものであり、大地震時においても原子炉は緊急停止できると考える。</p>	

2 1項目の質問に対する回答、意見、松江市の考え方

中国電力

質問項目	2. 使用済みウラン燃料と使用済みMOX燃料の貯蔵量及び処理について
質問内容	
<p>使用済みウラン燃料と使用済みMOX燃料の貯蔵量は、2045年頃にピークに達し管理容量を超えるとの推計を発表されているが、それぞれの貯蔵量の年次ごとの詳細な数量をお示しいただきたい。</p> <p>また、仮に第二再処理工場の操業に遅れが生じるような場合には、使用済みウラン燃料と使用済みMOX燃料をどのように処理されるのか、具体的な計画をご説明いただきたい。</p>	
中国電力(株)の回答	
<ul style="list-style-type: none">島根原子力発電所における使用済燃料の貯蔵量の年次ごとの推計は図2-1のとおり使用済MOX燃料は、当面適切に貯蔵管理し、国の定める処理方策に沿って処理することを考えている。MOX燃料の処理方策は、「原子力政策大綱」において2010年ごろから検討を開始し、六ヶ所再処理工場の操業終了に十分間に合う時期までに結論を得ます。また「原子力立国計画」において六ヶ所再処理工場の操業終了頃に第2再処理工場の操業を開始し、改修されるプルトニウムはFBRで再利用するとの基本シナリオが示されている。	
松江市の考え方	
<p>中国電力の回答によれば、使用済み燃料の貯蔵量は2045年頃に管理容量に達することが予想されている。国の「基本シナリオ」では、「2045年頃に第二再処理工場の操業を開始する。」とあり、「2010年頃からの検討を円滑に開始するため、必要な準備を行っている。」と回答しているので、国が2010年を目途に早急に審議を開始し、第二再処理工場及び中間貯蔵施設の建設について、具体的な計画を策定される必要がある。</p>	

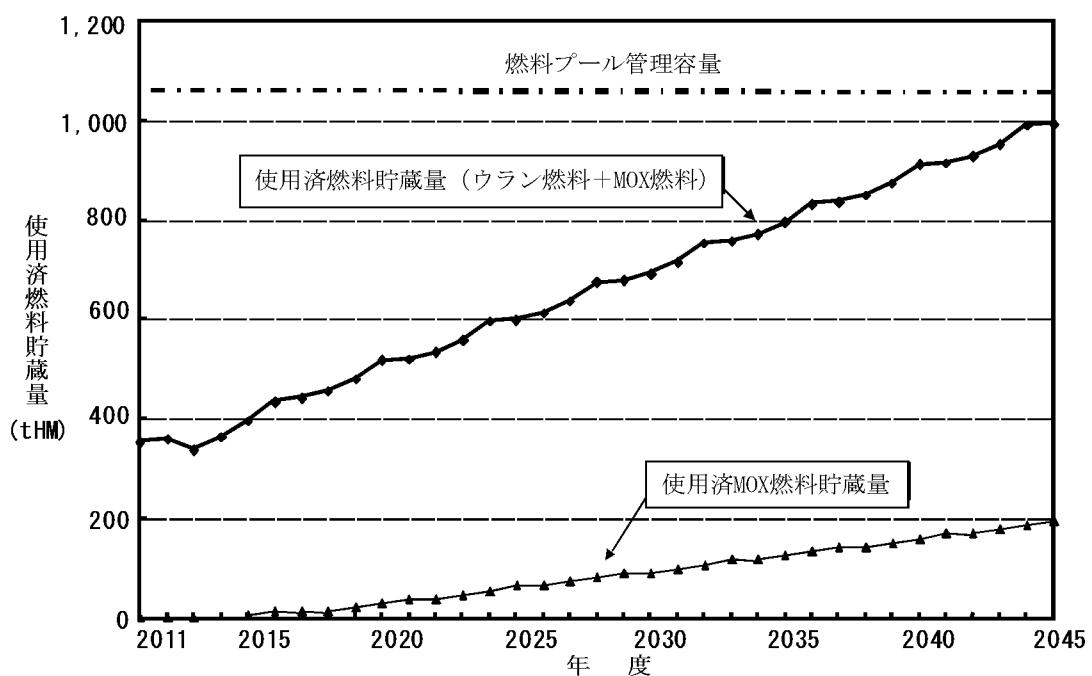


図 2 - 1 島根原子力発電所における燃料プール内の使用済燃料貯蔵量の推計

2 1項目の質問に対する回答、意見、松江市の考え方

中国電力

質問項目	3. MOX燃料の品質管理について
質問内容	
<p>海外でMOX燃料を製造する場合の燃料加工事業者の品質保証については、第一に、電気事業者は、規制当局が必要に応じ燃料加工業者に立ち入り調査を行うことができる旨を、燃料加工事業者が定めていることを確認すること、第二に、電気事業者は製造時の品質保証活動の確認等を実施する場合、第三者機関を活用することとされているところである。燃料加工事業者として想定する事業者が、上記の条件を適正に履行する能力を有するかどうか調査し、ご説明いただきたい。</p>	
中国電力㈱の回答	
<p>・イギリスのBNFL社製MOX燃料データ改ざん問題を踏まえて、平成14年7月に原子力安全・保安院が制定した「電気事業者及び燃料加工事業者の品質保証に関する確認事項について（内規）の制定について」及び「MOX燃料体に係る輸入燃料体検査について」において、規制当局の立ち入り調査、第三者機関の活用が規定されていることから、これらについて、今後、当社が締結する燃料加工契約等に適切に盛り込んでいく。</p>	
松江市の考え方	
<p>海外燃料製造会社は、日本の規制当局の立ち入り調査、製造国における第三者機関の活用が規定されており、中国電力は、これらについて、燃料加工契約に適切に盛り込むこととしており、そのような契約を受け入れる海外製造会社と契約し、燃料製造を行うのであれば、わが国の規制当局の立ち入りも可能となることから、問題はないと考える。</p>	

2 1項目の質問に対する回答、意見、松江市の考え方

中国電力

質問項目	4. MOX燃料加工事業者の技術的能力について
質問内容	
海外のMOX燃料加工事業者は、フランスのCOGEMA、イギリスのBNGS、ベルギーのベルゴがあるが、特にプルトニウム含有率の不均一性について、プルトニウムスポットの問題など品質における技術的能力を、それぞれ調査しご説明いただきたい。	
中国電力(株)の回答	
・当社が想定している海外のMOX燃料加工業者は、フランスのMELOX社及びイギリスのSL社である。両社に対して、MOX燃料の製造工程毎に、製造実績の調査及び実際の模擬部材を使用した製造確認試験を実施し、MELOX社及びSL社が日本向けBWR仕様のMOX燃料を製造することができる技術的能力を有することを確認している。 ・当社は、MOX焼結ペレットのプルトニウムスポットの大きさについても、両社とも当社の仕様を十分に満足するMOX焼結ペレットを製造する能力を有していると考えている。	
松江市の考え方	
MELOX社(MIMAS法)及びSL社(SBR法)で製造されるMOX焼結ペレットについて、プルトニウムスポット径は最大でも $200\mu\text{m}$ 程度であり、両社ともに中国電力(株)の仕様を十分満足するMOX焼結ペレットを製造する能力を有することが確認されていることから、支障はないものと考える。	

2 1項目の質問に対する回答、意見、松江市の考え方

中国電力

質問項目	5. プルサーマル導入に伴う電気料金への影響について
質問内容	
<p>核燃料サイクルの全量再処理に係わるバックエンド費用と、プルサーマル導入に伴う MOX 燃料加工費用、運送費用等のフロントエンド費用について、試算されている内訳と将来予測数値をお示しいただきたい。</p> <p>上記のバックエンド費用とフロントエンド費用が、今後の電気料金に及ぼす影響についてご説明いただきたい。</p>	
中国電力㈱の回答	
<p>・平成 16 年 11 月に「原子力委員会 新計画策定会議 技術検討小委員会」が策定された「基本シナリオの核燃料サイクルコスト比較に関する報告書」によると、全量再処理を行うことにより、バックエンド費用は 0.93 円/KWh (内訳：再処理 0.63 円、HLW 貯蔵輸送処分 0.16 円、TRU 廃棄物処理貯蔵処分 0.11 円、中間貯蔵 0.04 円)、フロントエンド費用は 0.63 円/KWh (内訳：ウラン燃料 0.57 円、MOX 燃料 0.07 円) であり、全量直接処分の場合に比べ高くなると試算されており、これが電気料金に及ぼす影響は、一般家庭の電気代（平均約 300 KWh/月使用すると想定）に換算すると年間で 600 円から 840 円程度割高になるものと試算されている。</p>	
松江市の考え方	
<p>原子力委員会「新計画策定会議」で検討された核燃料サイクルコストの経済性に関しては、検討時点で想定される全ての要素を織り込んで詳細に検討された試算結果であり、参考となる資料であると考える。</p> <p>但し、2002 年度から 2060 年度までの原子力発電に係る核燃料サイクルコストを対象として試算されたものであり、当然、多くの不確定要素があるものと認識しているが、市民生活に影響を及ぼす計画であってはならないと考える。</p>	

2 1項目の質問に対する回答、意見、松江市の考え方

中国電力

質問項目	6. ヒューマンエラーの防止策について
質問内容	
<p>プルサーマル導入に伴って、燃料加工時の燃料検査、受け入れ時の燃料検査、炉心管理の複雑化など、新たに発生する業務について、ヒューマンエラーの防止策はどのように行われるのか。個々の業務について具体的にお示しいただきたい。</p>	
中国電力㈱の回答	
<ul style="list-style-type: none">・燃料加工時は、事前に検査員教育を受け、検査員として必要な力量を有する者を派遣し、全ての期間中において、国内燃料メーカーとともに製造工程毎に立会い検査を行う。合わせて、製造工程の各段階に応じて工程監査も実施します。更に監査の信頼性を高めるために第三者機関の参加も行う。・受け入れ時は、検査員として必要な力量を有する者を従事させ、作業前打ち合わせ等により検査要領の周知徹底を図っていきます。また、事前に被ばく低減を考慮した方法などのMOX燃料の検査方法の特徴に配慮した教育訓練を行う。・炉心管理については、正しいデータの計算機への入力確認、正しい計算結果の出力確認のダブルチェックを行うことにより確実な炉心管理を実施する。	
松江市の考え方	
<p>中国電力㈱からの回答で、燃料加工時の燃料検査、受け入れ時の燃料検査、炉心管理の個々の業務におけるヒューマンエラー防止策が示されているところであるので、今後とも徹底した品質保証活動が行われるよう注視してまいりたい。</p>	

2 1項目の質問に対する回答、意見、松江市の考え方

中国電力

質問項目	7. プルサーマル導入に伴う核物質防護について
質問内容	
核ジャック、テロ攻撃等に対して、プルサーマル導入に伴い特に強化して取り組む必要のある防護体制について、燃料輸送時の対策も含め、具体的にご説明いただきたい。	
中国電力(株)の回答	
<ul style="list-style-type: none">MOX燃料に対する核物質防護上の要求事項は、ウラン燃料に対する要求事項と変わりはなく、MOX燃料の導入により、現状、島根原子力発電所で行っている核物質防護上の措置に加え、新たに強化して取り組む必要性のある防護対策はない。MOX燃料の海上輸送は日米原子力協定実施取極付属書五（回収プルトニウムの国際輸送のための指針）等関連の国際約束等に従って適切な核物質防護措置を講じることになっており、これに基づいた輸送体制により実施することになると想定しています。なお、過去のMOX燃料の輸送は、以下のとおり実施されたと聞いています。(1)公海上では英國籍の2隻の武装船舶が相互に護衛しながら航行。(2)各船舶には護衛任務に必要な訓練を受けた武装護衛官が乗船。(3)日本領海内においては海上保安庁が護衛。平成17年5月の原子炉等規正法の改正において、核物質防護に関する新たに守秘義務に係る規定が盛り込まれた。MOX燃料の輸送に当たっては、プルトニウムを含むという特性に鑑み、より一層厳重な情報管理を行うこととしている。	
松江市の考え方	
<p>「核物質防護に関する措置」は「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第十五条の三に定められており、MOX燃料に対する核物質防護上の措置は、ウラン燃料に対する措置と変わりなく、現在の島根原子力発電所で行われている「核物質防護上の措置」が継続されることから、問題はないと考える。</p> <p>また、使用済みウラン燃料の海上輸送と同様な措置をMOX燃料輸送でも行うこととなるので、専門家が指摘する「防護上のリスクも分散する」という点についても、特に問題はないと考える。</p>	